


(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発金国港湾18FAX第63号)
(宛先)	2019年 3月 5 時 分
各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	(発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

3/4 港労法問題労使検討委員会の経過について

(本文) 港湾雇用安定等計画に係わる労政審専門委員会での日港協の対応について、3月4日(月)に全港・全職種問題を中心に労使検討委員会を開催した。以下、経過について下記の通り報告する。

1. 開催内容

- (1) 日 時：2019年3月4日(月) 13:30~15:00
- (2) 場 所：日本港運協会3F 会議室
- (3) 参加者(労側)
港労法問題労使検討委員
松本、柏木、遠藤、真島、松永、竹内、瀬川、光部、園田、鈴木(龍)、鈴木(勝)
日吉、横山

2. 労側打ち合わせ

- (1) 会議に先立ち労側の打ち合わせを行ない、松本代行より本日の会議開催に至るまでの説明と労働政策審議会の経過報告、今後の取り組みの提案があり、意見交換を行ない次の確認を行なった。
 - ①日港協に対し、18春闘合意に基づく港労法の全港・全職種適用に積極的な取り組みを求める。
 - ②労政審の場において、使用者側委員が労使合意にそぐわない発言を行なったことについて問いただすと同時に改めて港労法の必要性を訴えていく。
 - ③今後の取り組みとして、港湾雇用安定等計画の報告書に基づき、検討委員会の常時開催と労使が一体となって厚労省に働きかけることを確認する。

3. 検討委員会の概要

- (1) 組合側は、①日港協に対し、18春闘合意に基づく港労法の全港・全職種適用に積極的な取り組みを求める。②労政審の場において、使用者側委員が労使合意にそぐわない発言を行なったことについて問いただすと同時に改めて港労法の必要性を訴えていく。③今後の取り組みとして、港湾雇用安定等計画の報告書に基づき、検討委員会の常時開催と労使が一体となって厚労省に働きかけることを提起し、業側からは「総論賛成、各論反対」発言に対する解釈の説明と「誤解を招いたとすれば申し訳なかった」との発言を受けたのち、労使での今後の取り組みについて検討委員会での課題を確認し、検討委員会を定期的開催することの確認を行なった。

(2) 討議内容

- ①冒頭日港協事務局より、1/21開催の労使政策委員会の場において本日の開催となったことが報告され、鶴岡委員長より前回の検討委員会の経過や労政審の経過が報告された。
- ②組合側から、労政審での使用者側委員の発言を問うと同時に改めて港労法の必要性を訴えていく旨の発言を行なった。
- ③業側委員長より、「総論賛成各論云々の発言は労使合意を決して否定するものではなく、各論について労使間での議論が全くできていないとする旨の発言だった。誤解を招いたなら申し訳ない」との発言を受けた。そのうえで前回の検討委員会では、全港・全職種適用と港湾倉庫問題、日雇い問題の3つの委員会を分けたと考えているが、今回は合同の会議と考えていいのかの質問があった。
- ④組合側は、3つではなく、港労法問題労使検討委員会(本日の委員会)と港湾労働政策委員会が正式な2つの委員会とし、倉庫問題と日雇い問題は港湾労働政策委員会であることの確認を行なった。さらに、各論の議論が必要だとする考え方を述べ、適用の対象港であるとか、6大港以外の港の調査の必要性、またそのことが当委員会の課題であるとの発言を行なった。
- ⑤業側は、会員店社には港労法の必要性の理解は頂いたが、地方のよっては港労法の細部を理解されていない店社もあり、すべての港にするのか(非指定港も含めて)や付加金の問題もあるとした。
- ⑥組合側はそういったことを労使検討委員会で検討すべきで、各論の部分について色々出ことや調査内容についてそれぞれが持ち帰り、次回の検討委員会で議論することの確認を求めた。
- ⑦業側は組合側の提案を理解するとともに、法改正の時期、タイミングについては慎重にならざるを得ないが、そのためにやるべきことは労使確認ができたと思う。とし、次回については春闘解決後にお願いしたいとの発言があり、組合側はこれを了承し委員会を終えた。

以上